

# マレーシアにおける人権とエスニック問題： マハティール首相の人権観を中心に

岸脇誠\*

## 1.はじめに

1997年7月に開かれたASEAN拡大外相会議の記者会見においてマレーシアのマハティール首相は世界人権宣言の見直しが必要であると主張した。マハティールは「世界人権宣言は貧しい国が何を必要としているかを理解しない超大国が作成したものである」と述べ、「我々のような国では、国民に良い生活を与えるために、安定が重要だ。人々の良い生活こそが人権だと考える」と付け加えた。こうした発言を受けて、会議に出席していたフィリピンやインドネシアの外相も「たとえ国連憲章であっても見直す権利はある」、「人権宣言が制定された当時は、大半の国は独立していなかった」とマハティールを支持した<sup>※1</sup>。さらに、その翌月にマレーシアを訪問した中国の李鵬首相も「国連の世界人権宣言のある部分はもはや今日の現実に適合しておらず、改正が必要だ」と述べ、マハティールの発言を積極的に支持していくことを明らかにした<sup>※2</sup>。

このように、マハティールをはじめとするアジアの政治指導者たちは、普遍的であるとされてきた世界人権宣言や欧米に由来する人権概念に異議を唱え、アジアにはアジアの人権観があると主張する。彼らの人権に対する考え方は、しばしば「アジア的人権論」もしくは「アジア型人権論」と呼ばれている<sup>※3</sup>。しかし、彼らの主張を「アジア的」と一括するには留保が必要である。なぜなら、いわゆる「アジア的人権論」はアジア全域の意見を代表するものではなく、むしろアジア諸国の中には人権について多様な考え方が存在するからである<sup>※4</sup>。例えば、先に

述べた世界人権宣言に対する評価にしても、韓国の金大中大統領はかつて平和財団の理事長を務めていた当時「民主主義を実現させるには、1948年に国連が採択した世界人権宣言を間違いなく遵守していく必要がある。この国際文書は、人間の威厳への基本的尊重を具現するものであり、アジア諸国は率先してこれを実践していかなければならない<sup>※5</sup>」と述べ、マハティールらの主張とは対照的な見解を示している。

したがって、アジアの政治指導者の人権観を「アジア的人権論」と一括して論じることには無理があると言わざるをえない。仮に「アジア的人権論」なるものが存在するとしても、それはアジア各国の政治指導者の人権観を詳細に検討し、それらの共通項を慎重に取り出すという作業を経た後になるだろう。

また、いわゆる「アジア的人権論」やそれを内包する「アジア的価値論」は、アジアにおける権威主義的な政治体制を正当化するための口実だと批判されることが多い<sup>※6</sup>。確かに、アジア諸国の中には開発独裁と呼ばれる政権が存在し、民主化運動や労働運動を弾圧してきたという歴史があるし、現在も軍部が政権の中枢を掌握している国もある。しかしながら、「アジア的」という言葉がアジア諸国の間の多様性を覆い隠してしまっている以上、「アジア的人権論」に対する批判の焦点もまた、ぼやけたものになってしまう。したがって、こうした批判的検討を行うためにも、アジアの政治指導者一人一人の見解を綿密に分析する必要があるだろう。そうした作業を通じてはじめて、権威主義体制を正当化する

論理が各政治指導者の人権観のどの部分に潜んでいるかということが明らかになるからである。

本稿では以上のような問題意識の下でマレーシアのマハティール首相の人権観を取り上げることにする。マハティールは、シンガポールのリー・クアンユー上級相と並んで、いわゆる「アジア的人権論」を主張する代表的な人物と見られている。国際舞台で欧米先進諸国に対して物怖じせず批判的な発言を行うマハティールは、発展途上諸国のリーダーとしての役割を担っている。例えば、先に述べた世界人権宣言見直し論議一つをとってみても、彼の発言は他の途上国に対して大きな影響力を持っていることが窺える。

では、マハティールが考える人権とはいったいどのようなものなのだろうか。本稿では、マハティールが行った演説ならびに彼の著書の中から人権に関わる部分を抽出し、彼の人権観の再構成を試みる。また、そうした人権観の背後にあるマレーシアの国内事情および制度的側面についても併せて検討を行う。そして、マハティールの人権観が併せ持っている長所と短所を考察した上で、その短所を克服するためには何が必要かを指摘し、結びとしたい。

## 2. マハティールの人権観 (その1): 国外向けの主張

### 1) 人権基準の相対的把握

マハティールは、いわゆる「アジア的人権論」を主張する中心人物と見られているために、「人権の普遍性」を認めていないと思われがちである。しかし、彼は何も人権の普遍性までをも否定しているわけではない。むしろ、人権の普遍性、重要性は認めるというのが彼の立場である。例えば、1993年10月1日にニューヨークで開催された第48回国連総会での演説においてマハティールは「我々は人権の普遍性を認める<sup>※7</sup>」と発言しているし、別の演説でも

「我々にとって人権と民主主義は重要である<sup>※8</sup>」と述べている。

しかしながら、実はこの後が重要である。マハティールは人権の普遍性は認めているものの、その一方で「人権保障の基準、規範は社会によって異なっているし、たとえ同じ社会の中にあっても時とともにその基準は変化する<sup>※9</sup>」と捉えている。これは1993年3月から4月にかけて開かれた世界人権会議アジア地域会合において採択されたバンコク宣言の第8項、すなわち「人権は、その性質上普遍的である一方で、国家及び地域の特殊性と、様々な歴史的、文化的、宗教的背景の重要性に留意し、国際規範設定の動的で進化するプロセスの文脈下で考慮されねばならないことを確認する<sup>※10</sup>」という文言に符合している。ここに引用した第8項をはじめ、バンコク宣言に盛り込まれたアジア諸国の主張は、同年6月に採択されたウィーン宣言の内容にも大きな影響を与えている。

### 2) 欧米対アジアという二項対立図式

人権基準を相対的に捉えるマハティールは、しばしば欧米対アジア、もしくは西洋対東洋という二項対立図式を持ち出す。彼は次のように言う。

「東洋と西洋の間では人権の受容に関して違いがある。西洋では個人の権利に対して執拗なまでに関心が寄せられる。他方、東洋では集団(community)に対してより多くの関心が向けられる。」<sup>※11</sup>

この引用文に見られる「個人主義の西洋」対「集団主義の東洋」という図式は、あまりにも単純化しすぎており、西洋および東洋内部の多様性を無視してしまっている。もっともこの点に関してはマハティールも承知の上で、「アメリカやヨーロッパと同様、アジアもまた大きな大陸である。アジア的と称せられることにも多くの例外が存在する。アジアの国々は、

各々が異なった歴史的・宗教的背景を持っている<sup>※12</sup>と述べている。

それにもかかわらず、マハティールがこの二項対立図式に固執するのはなぜか。彼の真意は「アジアの人権が、西洋の人権と全く同じものである必要はない<sup>※13</sup>」というところにある。つまり、人権の普遍性は認めながらも、西洋の基準に基づく人権のみが普遍的な価値をもつという考え方は認められないというのがマハティールの立場である。

さらに、マハティールはヨーロッパ人がアジアに対して自分たちの価値観を押しつけようとすることを批判して、次のように述べている。

「彼らは決まって『民主的にならなくてはいけない』と言うが、その民主的とは、彼らが言う民主的にすぎないし、また『人権擁護』云々も同様である。あくまで、それは彼らの独善的な考えと解釈に基づくものでしかない。この世の中には多様な考え方が存在する。」<sup>※14</sup>

このように、アジアにはアジアの流儀があるという多元的な人権論をマハティールは展開しているが、その中心には反欧米という彼の政治姿勢が存在する。以下では、そうした彼の政治姿勢についてさらに敷衍し、その背景にも迫ってみたい。

### 3) 欧米に対する反発

1999年11月に開かれた全欧安保協力機構首脳会議では、「人権と自由」を全欧安保協力機構の理念として打ち出すことが示され、国家内の紛争であっても、この理念を脅かすような紛争に対しては、積極的に関与することが確認された。これは、ASEAN諸国の基本的立場である「内政不干渉」の原則が欧米諸国に対しては通用しないという現実を示している。欧米諸国がユーゴスラビア空爆などで示した「人権は国家主権に優先する」との原則が全欧安保協力機構で確認されたと言える<sup>※15</sup>。

こうした欧米諸国の動きをマハティールはどのように受け止めたのだろうか。彼は北大西洋条約機構(NATO)によるユーゴスラビアへの介入について、NATOの武力行使はミロシェビッチ大統領がアルバニア系住民を殺害するのをやめさせるために必要不可欠であったとしている。しかし、マハティールは大国による武力行使の乱用を危惧して、次のように述べている。

「(大国が)人権侵害をやめさせるために他国に干渉する権利を持っているという信念は、弱い国にとって、とても恐ろしいことである。なぜなら常に「ある国が人権侵害をしている」と訴えられる可能性があるからだ。人権侵害を構成するものは何か、内政干渉はいつの時点で正当化できるかについて、一般に受け入れられた定義は存在しない。」<sup>※16</sup>

また、マハティールは人権侵害をやめさせるために他国に干渉する権利自体が人権侵害につながっていることを批判する。彼はかつて湾岸戦争に対するアメリカ軍の参入に関して次のように述べている。

「そもそも湾岸戦争で国連自身が目標としていたことはクウェートの解放という点にあった。しかしアメリカはそれを超えてサダム・フセインを引きずりおろそうとし、そしてその目標達成のために軍事力で制裁を加えた。結果として何が起こったかと言えば、罪もない一般イラク人が被害を被った。」<sup>※17</sup>

マハティールはかねてからアメリカを中心とする国際秩序形成に批判的なこともあって、アメリカを非難する発言をたびたび行っている。次に掲げる引用文は、アメリカの対中国政策、1997年のアジア通貨危機、欧米のNGOに対する批判等、多くの論点を含んでいる。少し長くなるが、マハティールの人権観がよく表れており、先の引用文とのつながりもあ

るので、引用してみよう。ただし、マハティールは1997年のアジア通貨危機が欧米の投機家によって引き起こされたと捉えている点に注意する必要がある。

「米国は、中国に対していつも人権問題を持ち出す。中国は少しは人権を侵害したかもしれないが、他の国だって同様にやましいところはある。人権問題を政治的権利や政府の抑圧に抗する権利というものにとどめず、自分らしく生きる権利、働く権利、生活を保障する権利にまで拡大すれば、欧米諸国が東アジアや他地域でいかに人権を奪ってきたかを見ることができる。東アジア諸国の通貨への攻撃は何百万人もの人を失業させ、食料や医薬品、子供たちのミルクを奪った。暴動は略奪、強姦、無実の人々を殺すまでに発展した。これらの人権侵害は、中国が12億人の国民の一部に対して行った行為に比べてあまりにもひどく大きい。

また、イラクに対しては制裁や爆撃が行われている。多くの無実なイラクの人民が負傷し、殺された。多くの人々は食べ物や薬が不足し、その結果、多くの子供たちが命を落としている。これらの人権侵害は中国の犯している過ちよりひどくはないだろうか。政治的な反対派に過度な関心と注意が集まる余り、他の人権侵害は査定なしで放置されている。欧米が作ったNGOは、露骨であくどい人権侵害を見過ごし、小さな人権侵害を取りあげて煽りたてる運動をしているのである。」<sup>\*18</sup>

この引用文で注目すべき点は、すでに指摘したものを除くと、次の2つである。

第一は、マハティールが政治的、市民的権利といった自由権的人権よりもむしろ、貧困や飢えといった「欠乏からの自由」を含む社会権的人権の方を重視しているという点である。それを裏付けるように、彼は「人権や自由で最も重要なのは、飢えや病気、そして栄養失調や文字が読めないことから解放さ

れることである。人々の頭上に屋根がなく、テーブルの上に食べ物もなく、子供たちのための学校もないようなところでは、西洋の考え方によって定義された人権は無意味である」と述べている。<sup>\*19</sup>

第二は、アメリカを中心とする人権外交が内包するダブル・スタンダードに対する批判である。アメリカは湾岸戦争の準備期間中に、アムネスティ・インターナショナルの報告書を引用して、イラクがクルド人などに対して人権を無視する暴挙を重ねてきたことを国際世論に訴えながら、同じ報告書の中に、アメリカが庇護しようとしているクウェートやサウジアラビアなどにおいて、イラクに劣らない人権侵害が行われていることが記載されていることには全くふれなかった<sup>\*20</sup>。マハティールはこうした人権外交の選択的適用を批判しているのである。<sup>\*21</sup>

#### 4) 欧米を敵視する理由

マハティールの政治姿勢の中に反欧米という特徴があることは先に指摘した。では、彼が欧米の外交姿勢を激しく批判し、西洋の考え方に基づく人権観を拒否するのはどうしてだろうか。マハティールに対してインタビューを行い、彼のコラムを翻訳した毎日新聞社の加藤暁子記者は、マハティールがイギリスの植民地下で学校教育を受けたことが関係しているのではないかと推測する。<sup>\*22</sup> マレー人を馬鹿にし、見下した英国人教師に対して、マハティールはマレー語で「ご主人様」を意味する「トゥアン」と呼ぶことができなかったという。彼は自らの著書の中で次のように述べている。

「植民地時代、我々アジア人の多くが、アジアの価値観は二流だと教えられた。そして、そのとおりにかもしれないと恐れるようにもなった。しかし、アジアが世界経済で主要な役割を演じるようになって、アジアの価値観は、それがアジア的という理由だけで劣っていることにはならないことが証明された。」<sup>\*23</sup>

### 「アジア的価値」の主張へつながっていった

このように、マハティールの中にはかつてアジアを植民地化した西洋に対する反発心が存在する。そうした思いが、1980年代後半から90年代にかけてアジア経済の急成長を背景に、「アジア的価値」、「アジア的流儀」の主張へとつながっていったのである。

では、植民地時代の記憶はマハティールの人権観にどのような影響を与えているのだろうか。マハティールは、西洋の帝国主義諸国がかつてアジアを植民地化し、アジアの人々の人権を認めていなかったにもかかわらず、今になってアジア諸国に人権問題の改善を迫るのは矛盾していると主張する。

「ほとんどのアジア人は、自分たち自身のことを信じないように教えこまれた。ヨーロッパ人による（フィリピンではアメリカ人による）統治は数十年間、もしくは何世紀にもわたって続いた。植民地政策は、宗主国に依存しなければやっていけないといった神話を作り上げた。…このような神話はもちろん帝国主義の全盛期にヨーロッパ人によって生み出されたものだった。アジア人は先天的に劣っていて、ヨーロッパ人にしか修得できない技術や知識があると考えられた。…植民地主義者たちは「極東」の未開地に、経済発展だけでなく、魂の救済をもたらすのだと屁理屈をつけて、自分たちの行為を正当化したのである。」<sup>※24</sup>

「ヨーロッパの帝国主義国にとって、人権は自分たち自身のためのものでしかなかった。人権は普遍的ではなく、植民地の人々には適用されなかったのである。」<sup>※25</sup>

マハティールの舌鋒はとどまることを知らず、批判の矛先は現行の国際経済システムへと向かう。

「武力による外国の領土支配は、今や世界中で忌み嫌われている。だが領土の占領だけが植民地の

形態ではない。為替相場をコントロールしたり、金融政策を強要したりすることで、同等の影響力を行使することができる。経済基盤を弱体化させ、貧しい国に転落させることで、経済新興国を植民地化することが可能なのである。この形態の植民地化は、一人の兵士の生命を犠牲にせずとも達成できる。一国が貧しくなれば、政治は安定せず権力闘争が続いて起こる。その結果、世界の権力に服従を誓う候補者が出てくるまで、指導者の交代が続く。これは把握しがたい、新しい形態の支配であるが、経済的な植民地化と見て差し支えないだろう。」<sup>※26</sup>

こうしたマハティールの考え方は、1997年のアジア通貨危機への対応策にも反映されていた。マハティールは通貨危機の元凶としてジョージ・ソロスに代表される投機家を激しく批判し、98年9月には固定相場制、資本規制の導入へと踏み切った。いわば市場と敵対しながら通貨危機の収束を図ろうとするマハティールの姿勢は、IMF（国際通貨基金）のプログラムに沿って経済改革を進めたタイや韓国の場合とは対照的なものであった<sup>※27</sup>。マハティールにとって、IMFは経済植民地主義を標榜する西欧諸国の意向を実践する機関であるから、そのIMFの介入は何としても避けなければならなかったのである。

世界経済の発展のためには発展途上国を公平に扱うことが必要だという主張はマハティールの持論である。彼は「弱者に配慮した世界秩序の構築が世界安定の条件」だとしており、この点については譲るつもりはないと述べている<sup>※28</sup>。時に激しく欧米先進諸国を批判するマハティールの政治姿勢は、しばしば欧米諸国のメディアから厳しい評価を受ける。しかしながら、その一方で、発展途上国の立場から積極的な発言を続ける彼の姿に賛同する途上国も多い。この節で検討したマハティールの人権論は、世界の中の弱者である発展途上国の立場から

見た、国外向けの主張であった。彼の人権観全体を展望するためには当然のことながら、国内の人権問題に対する見解も併せて分析する必要がある。次の節では、そうした分析を行うための準備作業として、マレーシア国内の法制度において人権がどのように規定されているのかを検討する。

### 3. マレーシアの法制度と人権

#### 1) マレーシア憲法における人権規定

マレーシアは13州から成る連邦国家である。そのため、連邦憲法とは別に、13州にはそれぞれ州憲法がある。州憲法が存在するといっても、その内容は連邦憲法とほとんど同じで、州憲法に州の独自性が強く反映されているわけではない。州の専属権限は連邦のそれに比べて小さく、宗教関係、農林漁業関係、地方の土地利用などに限られている。ここでは、以上のような状況を鑑み、マレーシアの連邦憲法に規定された人権条項を見ていくことにする。<sup>\*29</sup>

連邦憲法では第2部の第5条から第13条までに人権条項が定められている。ただし、そこには「人権」という語は用いられておらず、表題は「基本的自由(Fundamental Liberties)」となっている。具体的には、身体的自由(第5条)、奴隷制度および強制労働の禁止(第6条)、遡及的刑罰ならびに二重処罰の禁止(第7条)、平等原則(第8条)、追放の禁止、移動の自由(第9条)、言論、集会、結社の自由(第10条)、宗教の自由(第11条)、教育に関する諸権利(第12条)、財産権(第13条)が規定されている。連邦憲法には自由権のみが規定されており、社会権規定はないが、これは社会権保障が法律レベルの問題と考えられているため<sup>\*30</sup>、大村泰樹氏によれば、「主な人権規定は憲法上明記されており、人権カタログが形式上不備であるとの評価は当たらない<sup>\*31</sup>」という。

#### 2) 基本的自由の制限と国内治安法

連邦憲法第2部には主要な人権条項が定められているが、それらの条項に基づく権利は、憲法の別の条項によって制限が加えられる可能性があることにも注意しなければならない。連邦憲法第11部第149条以下でそのことが定められている。149条では、(a)組織的暴力行為、(b)国王や政府に対する不満を煽動する行為、(c)人種(race)<sup>\*32</sup> 間ないしは階級間の対立の助長、(d)非合法な手段で既存の法秩序を変更すること、(e)公務提供を阻害する行為、(f)連邦内の公共の秩序、安全を阻害する行為を防ぐために、憲法第2部で規定されている基本的自由を制限できるとしている。

また、憲法第150条は国家の非常事態に際して、安全に対する脅威ならびに危険を防止するために非常事態宣言を出すことを認めており、国家はいかなる事項に関する法も制定し得る。これによって、憲法に基づく諸権利の無差別の廃止までもが可能になる<sup>\*33</sup>。

以上のような憲法規定を根拠として1960年に制定されたのが国内治安法(Internal Security Act)である。この法律によって政府は、裁判なしに人々を60日間取り調べのために拘留し、さらに2年単位で拘留期限を更新し得る。ただし、裁判を受けることなく身柄を拘束されることについては、憲法第151条において「速やかな拘留理由の告知、抗弁機会の付与」など一定の制限が加えられている。しかし、これが人身の自由に対する十分な保護機能を果たしているかについてはその効果を疑問視する声が多い。<sup>\*34</sup>

1960年に国内治安法を制定する際、当時の政府は共産主義者による武装破壊の脅威を抑圧するためにこの法律は必要だと主張した。しかしながら、マラヤ共産党による武力闘争は1950年代初期にピークを迎え、その後は衰退していた。また、政府自身も共産党勢力の衰退という状況を受けて、1948年にイギリス植民地政府が出した非常事態宣

言の終焉をすでに発表していたのである。それにもかかわらず、政府が国内治安法を制定したのは、共産主義者による破壊活動を防ぐためというよりはむしろ、反政府勢力を抑圧するためにこの法律を用いることが可能になるからである。実際、国内治安法の制定後、政府に批判的な言動をとった野党の議員や学生たちが数多く拘留されている。<sup>※35</sup>

### 3) 平等原則とその矛盾

連邦憲法第8条1項は、「何人も法の下には平等であり、法によって平等な保護を受ける資格を有する」と定めている。さらに、同2項には公職への任命、職業、雇用などに関して「この憲法で明示された場合を除き、宗教、人種、家系、出生地を理由として市民に対していかなる差別もしてはならない」という規定がある。

しかしながら、連邦憲法や法令の中にはここに定められた平等原則と相矛盾する規定が含まれていることに注意する必要がある。具体的には、複数のエスニック・グループから構成される国民を「マレー人とサバ州およびサラワク州の先住民」<sup>※36</sup>と「それ以外の住民」とに区分した上で、一方のマレー人と先住民の権利を保護・優遇する諸規定が憲法や法令の条項の中に含まれているのである。これらは大別して、マレー的価値の優先と「マレー人・先住民の特別な地位」(憲法第153条)の設定に分けられる。<sup>※37</sup>

マレー的価値の優先とは(1)マレー人の信仰するイスラム教を国教とする(連邦憲法第3条)、(2)マレー語を単一の国語および公用語とする(同第152条)、(3)国家元首である国王を連邦内の9つの州のマレー統治者(スルタン)による互選によって決める(同第32条)、(4)マレー語を媒体とする統一的な国民教育体制を設立する(1957年教育令)などである。また、「マレー人・先住民の特別な地位」は憲法第153条に規定されており、具体的には(1)公務員職への任用、(2)奨学金等に関する便

宜供与、(3)商取引や事業に関する許可証・ライセンス付与の3点に関して、マレー人・先住民に対して優先的割り当て枠を設定することを意味する。そして、これらの特権を享受できる「マレー人」とは憲法第160条2項において「(1)イスラム教を信仰し、(2)日常的にマレー語を話し、(3)マレーの習慣に従う者」と定義されている。

ただし、マレー的価値の優先にはいくつかの留保条件が付されている。宗教に関しては、「イスラムは国教である。ただし、他の宗教も平和と調和の下に実践され得る」(憲法第3条)と但し書きが付けられている。言語に関しては、マレー語を国語とするものの、「他の言語の(公用目的以外の)使用、教授および学習を禁止したり、妨げたりしない」(憲法第152条1項の(a))と定められている。また教育制度についても、初等教育レベルでは華語、タミル語もしくは英語を教授用語とする公立・私立学校が認められ、中等教育レベルでも公立の華語学校やタミル語学校以外は存続が許された。しかしながら、このような留保条項があるにせよ、マレーシア連邦憲法の平等権規定には、均一で平等な国民を前提とする近代憲法原理とは異なる、独特の傾向が見られることは確かである。<sup>※38</sup>

### 4) 言論の自由と敏感問題

連邦憲法第10条1項には、「すべての市民は言論、表現の自由に対する権利を有する」と定められている。しかしながら、ここでもやはり「治安、外国との友好関係、公序良俗、連邦議会または州議会の特権を守るため、また法廷侮辱、中傷もしくは犯罪の煽動に備えるために」(同条2項)、国会は法律によって言論の自由に制限を課すことができるとされている。こうした制限事項は、集会を行う権利、結社の権利に対しても同様に付されている。これらの権利の制限には、先述の国内治安法の他に煽動法(Sedition Act)などが適用される可能性がある。

新聞、出版の自由はおおむね保障されている。し

かし、新聞発行及び出版の免許は毎年更新が必要で「公共の秩序と国家の治安を侵害する」という名目で新聞が没収されたり、出版物が発禁処分になったりすることもある<sup>\*39</sup>。また、憲法第181条に規定されている「各州のイスラムの長に当たる州王の宗主権」、第152条の「マレー語の国語規定」、そして第153条の「マレー人・先住民の特権」に対して疑義を挟むことは法律によって禁じられている。

言論の自由に対して制限が強化されたのは、1969年のエスニック対立事件以降のことである。この事件はそれが起こった日付をとって「5・13事件」と呼ばれている。1969年5月10日に行われた選挙の結果を受けて13日の夜、首都クアラルンプールにおいてマレー人と華人との間で暴動が発生した。暴動は、その後各地に飛び火し、マレーシアは全国的な混乱に陥った。この暴動での死者は196人にもなっている<sup>\*40</sup>。事件の翌日、非常事態宣言が出され、国会、州議会は機能を停止した。その後の国家機能回復は当時のラーマン首相により設置された国家運営評議会に委ねられ、議会在再開された1971年2月20日まで、この評議会主導でその後の国家運営に関わる重要な政策決定が行われた。その中の一つが「敏感問題」に関して公の場での議論を禁じる憲法改正（連邦憲法第10条4項）である。敏感問題とは、マレー人の特権、国語としてのマレー語の地位、スルタンの地位、市民権に関わる問題を指している。政府はこうした問題を公の場で議論することは多民族社会の調和を乱し、再びエスニック対立を煽る危険性があると考え、憲法改正を行ったのである。この改正はその後維持され、現在に至っている。

以上、連邦憲法を中心にマレーシアの法制度における人権規定を考察してきた。その考察から浮かび上がってきたことは、マレーシアが複数のエスニック・グループから構成される多民族国家であるという事実が憲法の人権規定に大きな影響を与えているということである。当然のことながら、その影

響はマハティールの人権観にも表れているはずである。次の節では、マレーシアの国内問題との関わりを中心にして、マハティールの人権観をさらに検討していくことにする。

#### 4. マハティールの人権観 (その2) : 国内向けの主張

##### 1) 個人よりも集団重視

マハティールが個人主義の西洋に対して集団主義の東洋という捉え方をしていることは先に述べた。では、彼が個人よりも集団に重点を置くのはどうしてだろうか。ここではまずその点について分析することから始めよう。

「アジアの価値観は、集団 (community) 志向、家族志向という特徴を持っている。個人の絶対的自由を享受する権利よりも、家族や集団のニーズや利益を優先する。個人としての権利を主張する前に、家族や集団に対する責任を果たそうとする。一方、西洋の価値観は明らかに個人の権利を強調する。アジアでは集団の権利を優先するので、もし個人が集団の権利を踏みにじるようなことがあれば、その人は大多数の人の権利を奪い、自分自身の権利を追求する利己的な人物ということになる。」<sup>\*41</sup>

「個人の権利を尊重しすぎるということは、民主主義の否定にもつながっている。個人の権利は、しばしば集団の権利と衝突する。民主主義が多数決の原則から成り立っている限り、大多数の迷惑になるような、個人や少数の者の権利は決して認められない。民主主義では、個人や少数意見の人達も保護されてはいるが、そのことによって、他の大多数の利益が脅かされたり、損なわれたりすることが許されるということではないのである。もし、そのようなことが起きれば、民主主義そのものが、多数意見の者達にとって、何の意味も持たないもの



となってしまうであろう。』<sup>\*42</sup>  
「民主主義に関しては、人々がどこまで権利を行使できるかという限界制約を知って初めて成功する。』<sup>\*43</sup>

このように、マハティールは個人の権利を重視することに対して疑念を抱いている。なぜなら、集団の権利に比して個人の権利を過度に保護することは全体の不利益につながると考えているからである。したがって、彼の想定する民主主義では時に個人の権利を制約することが必要になってくる。例えば、デモの禁止に関してマハティールは次のように述べている。

「もし、マレーシアで一日おきに人々がデモ行進し、そのために誰も仕事ができなくなって国民が貧しくなれば、それは我々にとっては間違った行為です。たしかにデモ行進をする権利はあるけれども、デモをすれば他の人々の繁栄の可能性が損なわれることになる。だから我が国では「デモ禁止」を決めたのです。欧米の場合、デモの自由は人権の一部なので、たとえ国を滅ぼすことになっても好きなようにデモ行進ができます。国がどうなるかは問題ではないのです。だが、我々にとっては、それが国を救う行為でなければならない。その点で考えを異にしているわけです。』<sup>\*44</sup>

こうしたマハティールの考えは、前節で見た法制度の規定を背景にして実行に移される。このように、マハティールの人権観はマレーシアの法制度と密接に結びついている。

## 2) 欧米社会の退廃とルック・イースト

マハティールが個人の権利を過度に保護することを拒否するのは、個人の権利と自由を重視する欧米社会において、物質主義、刹那的な快楽主義がはびこり、麻薬問題など多くの社会問題が噴出

しているからである。彼は言う。

「残念なことに、今やヨーロッパ文明は衰退の兆しが、はっきりとしている。道徳心は低下し、倫理観も荒廃して、社会に実害を及ぼすようにさえなっている。今、ヨーロッパの新しい価値観の基本となっているのは、個人の権利である。たとえ、それが社会や国家の利益を損うものであっても、個人の権利は大切に守られ、誰もあえてそのことを非難しようとはしない。』<sup>\*45</sup>

個人を集団よりも優先させる欧米において社会倫理が衰退の兆しをみせているのに対して、日本や韓国では集団の利益を個人の利益より優先させ、国は安定し、経済競争力の向上が見られることにマハティールは着目した。

「日本と韓国は民主主義を採用し、施行しているが、集団あるいは多数の者の権利をないがしろに、損なうような、そういう個人の自由は許されていない。その結果、国は安定し、その競争能力は高められているのである。』<sup>\*46</sup>

マハティールは日本と韓国の発展様式はマレーシアの経済開発に適合しており、両国への関心はバランスのとれた世界観の形成を可能にすると考えた。彼のこうした考えは後に「ルック・イースト政策」として結実した。マハティールは規律、忠誠、勤勉を重視する日本や韓国の労働倫理を取り入れ、マレーシアの経済発展を推進しようとしたのである。

## 3) 報道の自由とその制限

マハティールは前出の加藤記者から「現在の頭痛の種は?」と尋ねられて、「マレー人と華人、インド人の発展の間に均衡を保つことだ」と答えている<sup>\*47</sup>。この言葉が示しているように、マハティールが政治家として最も重要視しているのは多民族社会の安

定である。すでに検討したように、マハティールが個人の権利よりも集団、社会を重視するのはそのためである。以下では、報道の自由を例に取り、エスニック問題の存在がマハティールの人権観にどのような影響を与えているのかについて見ていくことにする。彼は次のように言う。

「基本的には、私は報道の自由は保障されるべきだと信じている。しかし、一人のジャーナリストによる「報道の自由」が、他の大勢の人々がまともな生活をする自由を失わせるとすれば、どうであろうか。もし誰かが、嘘の記事を書いたり、他人に迷惑をかけることがあるとすれば、報道の自由とは、単に対立を煽ったり、憎悪をかきたてるための口実にすぎなくなる。そういう場合はむしろ、報道の自由を制限した方がよくはないだろうか。

私は報道の自由には賛成であるが、それは他人の自由や尊厳、福祉などの収奪には利用しないという大前提の上である。たとえば、マレーシアは複数のエスニック・グループから成り立っており、もしその集団同士の敵対心を煽るような報道がなされたならば、エスニック・グループ間で衝突が起きる可能性がある。実際、西欧のマスコミは、この問題を繰り返し何度も取り上げて、マレーシア社会の根底にはエスニック対立による緊張があると報道している。根も葉もない情報に基づいたこの類の報道が、それまでは大したことのなかったエスニック・グループ間の緊張を、いっそう高めたのだった。もしそれが原因で抗争や殺害に発展したならば、マレーシア全体が不安定な状態に陥る。そうした事態になれば、国民は仕事どころか生計も成り立たなくなってしまう。このような場合、報道の自由を制限が加えられてもしかるべきだと私は考えるのである。」

実際、マレーシアでは報道の自由を制限が加えられることがある。最近の例では、2000年1月に野

党の全マレーシア・イスラム党(PAS)の機関誌「ハラカ(Harakah)」の編集者が虚偽の記事を書いたとして逮捕され、同年3月には同紙の発行回数を減らす措置がとられている。この点についてマハティールは「同紙は嘘を書き、国民の間に憎悪をかきたてようとしている」と述べている<sup>※49</sup>。このように、社会の安定のためには表現の自由が制限されても仕方がないというのがマハティールの考えである。そして、そうした彼の考えを支えているのが連邦憲法第10条にある「表現の自由に対する制限」規定である。

#### 4) 機会の平等よりも結果の平等を

1969年に史上最悪のエスニック対立事件を経験したマレーシアでは、対立の原因となったエスニック・グループ間の経済格差を是正するために、マレー人と先住民から構成される「ブミプトラ」を資本所有や雇用の面で優遇する経済政策が採用されている。この政策は別名「ブミプトラ政策」と呼ばれ、1971年から90年までの20年間にわたって実施された新経済政策(New Economic Policy)の後、1991年からは国民開発政策(National Development Policy)に受け継がれている。国民開発政策では政策の内容に多少の変更が加えられたものの、ブミプトラ優遇という基本路線は変わっていない。

このブミプトラ政策によって、ブミプトラ以外の国民、すなわち華人やインド人は、経済活動を行う上で不利な立場に置かれ、機会の平等は損なわれてしまう。1981年に首相に就任したマハティールは、ブミプトラ政策の下でマレーシアの経済開発を進めてきたわけだが、こうした差別的色彩の強い政策を支持するマハティールの平等観とはどのようなものなのだろうか。彼は次のように述べている。

「マレーシアでは深刻なエスニック問題を抱えている。複数のエスニック・グループの間には文化的・宗教的な面だけでなく、経済的な役割、そしてその

結果生じる経済的な業績の面においても差異が存在する。…豊かな人と貧しい人がエスニック・グループの境界線に沿って分断している場合、エスニック対立が起こる可能性はかなり高い。マレーシアはそうした危険性を内包している。…このとき、考えられる単純なアプローチとしては、全ての人に平等な機会を与え、各人におののの成果を達成させるというものである。この方法はたいへん民主主義的なものである。しかしながら、機会の平等は必ずしも結果の平等をもたらさない。これは周知の事実である。他方、ハンディキャップをつけることは決して非民主主義的なことではない。むしろ、極めて平等主義的なことである。したがって、民主主義と平等を重んじるどころでは、平等を達成するために、積極的な差別、すなわちアフーマティブ・アクションを導入することが必要である。」<sup>\*50</sup>

機会の平等という自由主義的平等概念に照らせば、ブミプトラ政策はこの平等原則に反することになる。しかし、マハティールは、結果的に不平等を助長することになるであろう「人権としての平等原則」以上に、結果的平等をもたらすであろう「ブミプトラ政策」を優先させたのである<sup>\*51</sup>。また、堀井健三氏が指摘しているように<sup>\*52</sup>、ブミプトラ政策はイギリスの植民地時代に形成されたエスニック・グループ間の不均衡を是正するという意味合いを持っており、マハティールはその点でも政策の正統性を主張している<sup>\*53</sup>。

もっとも、マレーシアのブミプトラ政策は人種差別撤廃条約においても差別とはみなされていない。この条約の第1条4項には「人種及び基本的自由の平等な享有又は行使確保するために、必要な保護を求めている特定の人種的もしくは種族的集団又は個人の十分な進歩をもたらすことを唯一の目的としてとられる特別措置は、人種差別とはみなされない」と定められている<sup>\*54</sup>。ただし、同項には「その目的が達成された後は継続させてはならない」という

規定もある。マレーシアの場合、誰が、何を根拠に「目的が達成された」と判断するかが今後の課題となるだろう。

ブミプトラ政策の下で、経済の高成長とエスニック・グループ間の経済格差縮小に成功したマハティールは自信を深め、次のように述べている。

「華人やインド人の中には、ブミプトラ優遇政策を不公平だと感じる人がいるかもしれない。しかしながら、新経済政策なしには、マレーシアは1990年代の社会的安定と経済的繁栄を決して実現できなかった。ある意味では、1997年に始まった経済危機は、この政策が成功したことの証明にもなった。経済的な困難に陥っているときに、マレーシアが程良く公平な状態を保ち、安定したエスニック関係が維持できなかったならば、社会情勢は悪化して、我々はインドネシアと同じような運命を辿っていたことだろう。」<sup>\*55</sup>

1997年以降の経済危機の際に、マレーシアの隣国インドネシアでは各地で暴動が頻発した。IMFがインドネシアに提示した経済改革プログラムに基づいて補助金が削減されると、物価が高騰し、それが暴動のきっかけとなった。国民の不満の矛先はスハルト政権そのものにも向けられたが、大衆レベルでは商店経営者の多い華人が攻撃の対象となり、放火や強奪が行われた。こうした事態を受けて、マハティールは「IMFは経済改革の社会的コストに注意を払っていない。経済と社会とは関係がないとみているようだ」と語り、IMFを批判した。一方、マレーシアではブミプトラ政策によって多民族社会の安定と経済的繁栄の両方を手にしたとマハティールは自信を見せるのである。

以上の考察をもとに、マハティールの人権観をまとめると次のようになるだろう。すなわち、政治家であるマハティールにとって最も重要なのは多民族社会の安定をどのようにして図っていくかということ

ある。彼の考える自由や平等はすべて社会の安定が基礎になっている。例えば、表現の自由が社会の安定を脅かす可能性があるならば、それは制限されることになるし、平等も社会の安定を促すための平等でなければならない。この論文の冒頭で引用した彼の「安定が重要だ」という発言はそのことをはっきりと示している。

## 5. マハティールの人権観に対する評価と反応

### 1) 「弱者」の立場と「強者」の立場

マハティールほど相反する評価を与えられる政治家も珍しいのではないだろうか。一方では、「アジア復権の希望」<sup>※57</sup>、「アジアの世紀を創る男」<sup>※58</sup>など持ち上げられるのに対して、他方では権威主義的な政治手法を「独裁者」<sup>※59</sup>と非難される。これは、平野健一郎氏が指摘しているように、マハティールが「欧米先進国に対しては弱者であったかもしれないが、国内では強権的な強者であった」<sup>※60</sup>ことに起因している。本稿では、マハティールの人権観を「国外向けの主張」と「国内向けの主張」という2つの側面に分けて検討したが、それは平野氏の言う「弱者」の立場と「強者」の立場に対応している。したがって、マハティールの人権観を正確に批評するためには両者をバランスよく検討する必要があるだろう。

### 2) 「弱者」の立場から見た人権観

まずは「弱者」の視点から主張される国外向けの人権観を取り上げてみよう。欧米先進諸国が外交や経済交渉の場面で途上国に人権の改善<sup>※61</sup>を条件に付ける「人権外交」に対しては、中国やシンガポールなどアジア諸国からの反発は強く、マハティールの発言に賛同する国は多い。アメリカを中心とする欧米諸国が都合のよいときに、都合のよい形で「人権擁護」を主張する「人権の選択的援用」は、

本当に人権を尊重しているわけではないことが明らかである<sup>※62</sup>。

では、マレーシア国内においてマハティールの国外向けの主張はどのように評価されているのだろうか。例えば、NGO「公正な世界を目指す国際運動 (International Movement for a Just World: 略称JUST)」の代表を務めるチャンドラ・ムザファーは、かつてマハティールの強権政治を激しく批判したことから1987年に国内治安法違反で逮捕されたという経歴を持っているが、その彼もマハティールの国外向けの主張には同調する。チャンドラは「アジア的価値観を権威主義体制の維持のために利用するのは支持できない」<sup>※63</sup>としながらも、欧米的人権概念のアジアへの押しつけに対する反発という点ではマハティールと同様の人権観を持っている。チャンドラの主張は次のようなものである。

「欧米は個人の政治的自由が人権のすべてであるかのように主張する。しかし人権には、経済、社会、文化的価値観の尊重も含まれるべきで、両者を分けることはできない。もっと全体論的な人権アプローチが必要だ。また欧米諸国は、アジアの国内の人権侵害をあげつらうが、それでは彼らが主導する現在の国際秩序はどうなのか。…欧米は人権を自分たちの利害のために使い分けている。」<sup>※64</sup>

このように、対欧米という点ではチャンドラとマハティールの人権観は酷似している<sup>※65</sup>。例えば、欧米の植民地政策についても、チャンドラは「植民地政策そのものが重大なる人権侵害だった。…例えば、オランダで人権を発展させようという気運が最も高まったのは19世紀だが、この時期はオランダによるインドネシアの搾取のピークの時期と重なる」<sup>※66</sup>と述べ、マハティールとほぼ同様の見解を示している。

### 3) 「強者」の立場から主張される人権論

ところが、国内の問題になると、チャンドラによるマハティール評価は正反対になる。彼は次のように言う。

「(マハティールという)一人の人間にあまりにも大きな権力が集中しすぎている。人びとの間には不満が鬱積している状態だ。自分たちがどのように利用されてきたか、法的なプロセスがどのように曲げられてきたか、また(マハティールの言いなりになってきた)裁判官やメディアの態度を人びとは目のあたりにしてきた。しかも、その状況に対してデモをすることも、集会を開いて議論することもできない。マハティールへの不満はかなり広がっている。とりわけマレー人の中でこの感情は強い。」<sup>\*67</sup>

チャンドラが指摘したマハティールへの不満は、1999年11月29日に実施された総選挙の結果にはっきりと表れた。マハティール政権を支える与党連合の国民戦線は国会下院の定数(193議席)の4分の3を超える148議席を獲得した。しかしながら、マハティールが総裁を務める統一マレー国民組織(UMNO)の議席は、解散時の94から72まで落ち込んだ。

UMNOが大幅に議席を減らしたのは、マハティールが1998年9月にマレー人大衆層から人気のあったアンワール副首相を解任したことに端を発している。解任後、アンワールは「改革」を掲げ、マハティールの退陣を要求する反政府集会で演説を行ったことから、国内治安法で逮捕された。その後、逮捕されたアンワールが警察長官によって暴行を受けたことが発覚し、マレー人社会の中には政府に対する不信感が強まった。<sup>\*68</sup>

UMNOに代わってマレー人の支持を集めたのは野党の全マレーシア・イスラム党(PAS)である。PASは解散時の8議席から27議席へと躍進を遂げた。前節で述べたように、マハティールはPASの機

関誌編集者を虚偽の記事を書いたとして逮捕した。また、マハティールは外国メディアが自らのことを「国民から怖がれている」と書き、ゆがんだ報道しているとして、言論統制の強化を示唆した<sup>\*69</sup>。このように、メディアがマハティールのことを強権的だと批判すれば、そのメディアに対して発行禁止などの強権を発動するという悪循環が生まれつつある。

### 4) 機会の平等を求める声

では、マレー人以外のエスニック・グループはマハティールに対してどのような評価をしているのだろうか。1999年の総選挙では、マレー人の与党離れが進んだのに対し、華人、インド人の大部分は前回(1995年)の選挙に引き続き与党を支持した。つまり、マハティール政権を支える国民戦線は選挙で4分の3の議席を獲得したが、それは華人とインド人の票に支えられた勝利であった。<sup>\*70</sup>

しかし、だからといって華人やインド人がマハティールの考えを全面的に支持しているわけではない。1999年の総選挙によって国民戦線内の勢力分布が変化したことによって、政権内部で華人やインド人の発言力は増している。例えば、マレーシア国内で最大の華人企業家団体である中華商工連合会のデビッド・チュア副会頭はブミプトラ政策について言及し、「現行の政策は誰のためにもならない。我々は一層自由化され、より多くの競争がある、実力本位の社会を求める」<sup>\*71</sup>と述べ、自由主義政策に基づく機会の平等を求めた。さらにチュア副会頭は自らが副議長を務める国家経済協議会で(1)マレー人に対する株式割り当て規制の緩和、(2)公務員採用や大学入学でのマレー人枠の削減などの再検討を提案すると語った。これらはブミプトラ政策の見直しを意味する。

マレー人の各種団体はこの発言に対して抗議集会を開くなど反発を強めた。チュア氏は「マレー人の特権は憲法に規定されており、その特権廃止の問題を提起したことは一度もない。…議論が起き

たのは、ただ、一部のメディアが私の発言を誤報したか、センセーショナルに伝えたためである<sup>※72</sup>と弁解したが、マレー人優遇に関わる問題はマレーシアにおいて文字通り、敏感問題であることを改めて露呈することになった。マハティールはこの件に関して「マレー人は弱い存在であることを知っており、マレー人の保護においては、政府は一步たりとも後退しない<sup>※73</sup>」と述べ、ブミプトラ政策の存続を主張したが、政権維持のためには華人からの支持も欠かせず、マハティールは苦しい立場に立たされている。

## 6. おわりに

平野健一郎氏は「すべての人々が普遍的とみなす人権に早く到達する方法は、弱者の視点に立って考えることだろう<sup>※74</sup>」と指摘している。この指摘は、マハティールの人権観を検討する上でも重要である。本稿では、マハティールの人権観を国外向けの主張と国内向けの主張に分けて、考察してきた。前者の国外向けの主張はマレーシアの国内および国外から支持されているのに対して、後者の国内向けの主張およびそれに基づいた強権発動は激しい批判にさらされている。つまり、マハティールの人権観は、マレーシア国内における「弱者」の視点から再構成する必要に迫られているのである。

マハティールはしばしばマレー人が華人やインド人に対して弱者であると主張するが、ブミプトラ政策が施行されて以来、マレー人の経済的地位は大きく改善した。表1でエスニック・グループ別の平均

表1 平均世帯所得格差(マレー半島部)

	1970年	1973年	1976年	1979年	1984年	1987年
マレー人	100	100	100	100	100	100
華人	230	222	229	191	177	165
インド人	177	169	156	154	129	126

(注) マレー人の平均世帯所得を100とした値。

(出所) 池本幸生「マレーシアの所得分布と貧困率」(溝口敏行・松田芳郎編「アジアにおける所得分配と貧困率の分析」多賀出版、1997年)、228ページ

世帯所得格差を見ると、ブミプトラ政策が施行された後、マレー人と他のエスニック・グループとの間の格差は徐々に縮小に向かっていることがわかる。したがって、マレー人を一括して経済的弱者であると言うことはもはやできなくなっている。

マハティール自身がかつて「同じ社会の中にあっても時とともに人権保障の基準は変化する」と指摘した通り、時代の流れとともにその基準は変化したのである。基準が変化したにもかかわらず、すでに多大な経済力を持つマレー人企業家を旧態依然の方法で優遇していれば、人々はマハティールの人権論の欺瞞に気づき、民心は離れていくだろう。1998年9月に副首相兼蔵相の職を解任されたアンワールはまさにその点を指摘し、「首相は自分に近い大企業の利害にばかりに関心を寄せている<sup>※75</sup>」とマハティールを批判したのである。マハティールはアンワールを国内治安法で逮捕し、政権に対する批判を力づくで封じたが、その強権的な手法によってマレー人大衆の不満はますます高まっている。今後、マレー人社会内部の弱者の声をどのようにして取り入れていくかがマハティール政権にとって大きな課題である。

一方、多民族社会の安定を維持するためには、マレー人以外のエスニック・グループからの支持も欠かせない。マハティールは、1991年に発表した「2020年ビジョン」において、2020年までに先進国の仲間入りをするために年率7%の経済成長を達成するという目標とともに、「マレーシア国民意識」の創出という政治目標を掲げている<sup>※76</sup>。この構想を

実現するためには、エスニック・グループの別を問わないマレーシア国民としての平等が不可欠である。1999年の総選挙後、華人から機会の平等を求める声が出てきているのは先に述べたとおりである。このような声に対してマハティールはどのように応え、公正な基準を示せるか。それは2020年ビジョンが達成できるかどうかを大きく左右するに違いない。

マハティールは学生時代に学費を稼ぐために華人のゴム業者のところで働こうとしたが、彼がマレー人という理由だけで断られたという<sup>※77</sup>。武者小路公秀氏が指摘するように「人権の重要性は、むしろこれを奪われているものの立場から主張されてこそ、説得力が出てくる」<sup>※78</sup>。マハティールは1999年の総選挙後、5期目にあたる今期を最後に引退することを表明している。彼は「アジアの希望の星」になれるのか、それとも「独裁者」で終わってしまうのか。それはマハティール自身がかつて「弱者」であった頃の視点を取り戻すことができるかどうかにかかっている。

※岸脇誠は大阪市立大学大学院後期博士課程院生。

※1.「朝日新聞」1997年7月30日を参照。

※2.「読売新聞」1997年8月23日を参照。

※3.例えば、安田信之「「アジア型」人権論の試み：その論理と展望」(憲法理論研究会編「人権理論の新展開」敬文堂、1994年)および黒柳米司「「人権外交」対「エイジアン・ウェイ」：軟着陸を求めて」(「国際問題」422号、1995年5月を参照)。

※4.川村暁雄「アジアにおける人権・発展に関わる課題」(アジア・太平洋人権情報センター編「アジアの社会発展と人権」現代人文社、1998年)、平野健一郎「アジアにおける人権概念の比較考察」(「アジア諸国における人権概念と人権状況」(外務省国際情報局委託調査)、1995年を参照)。

※5.金大中「文化ではなく、民主主義こそ宿命である」(「中央公論」1995年1月号。(原典は“Is Culture Destiny?”, *Foreign Affairs*, November/ December, 1994.)

※6.例えば、Sen, Amartya Kumar, *Development as Freedom*, Alfred A. Knopf, New York, 1999. (アマルティア・セン著、石塚雅彦訳「自由と経済開発」日本経済新聞社、2000年)、264ページ。

※7.Speech by Mahathir at The Plenary of The 48th Session of The United Nations General Assembly, New York, October 1, 1993.なお、マハティール首相の演説はマレー

シア首相府 (Prime Minister's Office of Malaysia) ホームページ (<http://www.smpke.jpm.my>) からダウンロードできる。

※8.Speech by Mahathir at The 9th Conference of The Heads of State or Government of the Non-aligned Movement, Yugoslavia, September 4, 1989.

※9.Speech by Mahathir at The Opening Ceremony of The 24th ASEAN Ministerial Meeting, Kuala Lumpur, July 19, 1991.

※10.江橋崇監修、世界人権会議NGO連絡会編「NGOが創る世界の人権：ウィーン宣言の使い方」明石書店、1996年に掲載されている自由人権協会の訳を参照した。

※11.Mahathir bin Mohamad, "Foreword", World Youth Foundation, *Human Rights: Views of Dr Mahathir Mohamad*, Malaysia, Affluent Master Sdn. Bhd., 1999.

※12.Mahathir bin Mohamad, *A new deal for Asia*, Malaysia, Pelanduk Publications, 1999 (マハティール・ビン・モハマド著、福島範昌訳「日本再生・アジア新生」たちばな出版、1999年)、p.69.

※13.Speech by Mahathir at The International Conference on "The Future of Asia", Tokyo, May 19, 1995.

※14.マハティール・石原慎太郎「「No」と言えるアジア：対政米への方策」光文社、1994年、102-103ページ。

※15.「読売新聞」1999年11月20日を参照。

※16.Mahathir Mohamad, "Kosovo: a rare instance where intervention is necessary", *Mainichi Daily News*, June 7, 1999. (マハティール・モハマド著、加藤暁子訳「アジアから日本への伝言」毎日新聞社、2000年、48ページ)。

※17.マハティール・石原、前掲書、111ページ。

※18.Mahathir Mohamad, "Reflections on my visit to China", *Mainichi Daily News*, Sept. 6, 1999. (マハティール著、加藤訳、前掲書、77-78ページ)。

※19.Speech by Mahathir, *op. cit.*, September 4, 1989.

※20.武者小路公秀「転換期の国際政治」岩波書店、1996年、161ページを参照。

※21.他にも以下の演説で同様の言及がなされている。Speech by Mahathir at The JUST International Conference on Rethinking Human Rights, Kuala Lumpur, December 6, 1994; Speech by Mahathir at The 50th Session of The United Nations General Assembly, New York, September 29, 1995.

※22.マハティール著、加藤訳、前掲書の「訳者あとがき」、188ページ。

※23.Mahathir, *A new deal for Asia*, *op. cit.*, p. 68.

※24.*Ibid.*, p.28.

※25.Speech by Mahathir, *op. cit.*, December 6, 1994.

※26.Mahathir, *A new deal for Asia*, *op. cit.*, p. 63.

※27.マレーシア政府による通貨危機への対応策については、拙稿「マレーシアの通貨危機と政府の対応」(「証券経済研究」21号、1999年9月を参照)。

※28.マハティール・モハマド「私の履歴書」【日本経済新聞】1995年11月1日。

※29.連邦憲法の条文についてはThe Commissioner of Law Revision, *Federal Constitution: Incorporating all amendments up to 1 March 1997*, Percetakan Nasional Malaysia Berhad, 1997を参照した。

※30.安田信之氏によれば、マレーシア連邦憲法に社会権規定が存在しないのは、現憲法のもととなった「マラヤ連邦憲法」が制定された1957年時点において、当時の保守的なイギリス憲法理論の影響を受けているからだという(安田信之「東南アジア法」日本評論社、2000年、183ページ)。

※31.大村泰樹「マレーシアの民主化と法」(作本直行編「アジア諸国の民主化と法」アジア経済研究所、1998年)、138ページ。

※32.ここでは原語のまま「人種」としたが、「人種(race)」という語は本来、マレーシアの状況を説明する上で適切ではない。なぜなら、「人種」という用語は身体的、遺伝的な側面を強調するものであり、人類学の分類基準に従えば、マレーシアで暮らすマレー人、華人、インド人は一部の人々を除き、同一の「モンゴロイド」に属するからである。しかしながら、マレーシアの法律、政府文書などでは「人種」という語がしばしば用いられている。本稿では、引用文に限り、原語を尊重するが、それ以外の文章では最近の研究でよく使われる「エスニック・グループ」という語を用いる。

※33.シヴァラサ・ラシア「超最高法規としての国内治安法」【法学セミナー】474号、1994年6月を参照。

※34.例えば、佐伯宣親「マレーシアにおける人権の態様:憲法規定と人権思想」(土居靖美編著「東南アジア諸国憲法における人権保障」嵯峨野書院、2000年)、111ページを参照。

※35.シヴァラサ・ラシア、前掲論文およびMunro-Kua, Anne, *Authoritarian Populism in Malaysia*, London, Macmillan Press Ltd.; New York, St Martin's Press, Inc., 1996, pp. 45-49を参照。

※36.マレーシアは大きく分類すると、マレー人、華人、インド人、先住民という4つのエスニック・グループから構成されている。その中のマレー人と先住民は同じグループに分類され、「ブミプトラ(Bumiputera)」と呼ばれる。「ブミプトラ」とはマレー語で「土地の子」を意味するが、主にマレー半島に居住するマレー人とカリマンタン島に居住する先住民は必ずしも文化的、宗教的アイデンティティを共有していない。それにもかかわらず、両者が同じグループに含まれたのは、1969年のエスニック対立事件の後、マレー人の政治家がマレー人優遇政策を推進していくにあたり、「ブミプトラ」という新しいカテゴリーを作ることによって自分たちの人口比率を高く見せようとしたからだと言われている。1997年のデータによれば、マレーシア全人口のエスニック・グループ別比率は、ブミプトラ62%、華人27%、インド人8%、その他3%となっている(*Information Malaysia 2000 Yearbook*, Berita Publishing Sdn. Bhd., 2000, p.74)

※37.この分類と各項目の内容については、金子芳樹「マレーシアの政治とエスニシティ:華人政治と国民統合」晃洋書房、2001年、80-84ページを参照した。

※38.大村、前掲論文、129ページを参照。

※39.佐伯、前掲論文、115ページを参照。

※40.萩原宜之「ラーマンとマハティール:ブミプトラの挑戦」、岩波書店、1996年、108ページを参照。

※41.Mahathir, *A new deal for Asia*, op. cit., p. 69.

※42.マハティール・ビン・モハマド著、高多理吉訳「マレー・ジレンマ」井村文化事業社、1983年、265-266ページ。

※43.マハティール・石原、前掲書、58ページ。

※44.大前研一「アジア人と日本人:マハティール マレーシア首相との対話」小学館、1994年、92-93ページ。

※45.マハティール著、高多訳、前掲書、264-265ページ。

※46.同上書、266ページ。

※47.マハティール著、加藤訳、前掲書、182ページ。

※48.Mahathir, *A new deal for Asia*, op. cit., p. 71.

※49.マハティール著、加藤訳、前掲書、185ページ。

※50.Speech by Mahathir at The Opening of The Commonwealth Finance Ministers Meeting, Kuala Lumpur, October 9, 1991.

※51.佐伯、前掲論文、120ページの指摘を参照。

※52.堀井健三「序文」(堀井健三編「マレーシアの社会再編と種族問題:ブミプトラ政策20年の帰結」アジア経済研究所、1989年)、9ページを参照。

※53.Mahathir bin Mohamad, *The way forward*, London, Weidenfeld & Nicolson, 1998, p. 73を参照。

※54.田畑茂二郎、竹本正幸、松井芳郎、薬師寺公夫編「国際人権条約・宣言集(第二版)」東信堂、1994年、74ページ。

※55.Mahathir, *A new deal for Asia*, op. cit., p. 36.

※56.【日本経済新聞】1998年5月17日。

※57.坪内隆彦「アジア復権の希望マハティール」亜紀書房、1994年。

※58.根津清「マハティール:アジアの世紀を創る男」ザ・マサダ、1994年。

※59.井上礼子「独裁者マハティールの孤立」【月刊オルタ】1999年1月号。

※60.平野健一郎「世界人権宣言とアジアの人権」【国際問題】459号、1998年6月、58ページ。

※61.例えば、リー・クアンユー著、古川栄一訳「人権外交は間違っている」【諸君】25巻9号、1993年9月を参照。

※62.武者小路、前掲書、161-162ページを参照。

※63.「戦後50年日本人の選択第5部「未来志向」とアジア(11):「人権」外交の裏面」【毎日新聞】1995年7月4日。

※64.同上記事より引用。

※65.チャンドラ・ムザファーは人権に関して数多くの論稿を著している。例えば、Chandra Muzaffar, "Ethnicity, Ethnic Conflict and Human Rights in Malaysia", Welch, Claude Emerson and Virginia A. Leary ed., *Asian perspectives on human rights*, Boulder, Westview Press, 1990; Chandra Muzaffar, "From Human Rights to Human Dignity", Van Ness, Peter ed., *Debating Human Rights: Critical essays from the United States*



*and Asia*, London and New York, Routledge, 1999がある。

66.1998年11月19日に東京で開催された第8回マレーシア総合セミナー「アジアの人権：アジアの社会と文化を考えるシンポジウム」における発言から引用した。このシンポジウムの内容は「月刊マレーシア」（社団法人日本マレーシア協会）、Vol. 424、1999年2月に収録されている。

※67.チャンドラ・ムザファー「権力がマハティール一人に集中しすぎている」『月刊オルタ』1999年1月号、16ページ。

※68.中村正志「マレー人の支持を失ったマハティール政権」『世界』671号、2000年2月および中村正志「1999年マレーシア総選挙：変革か現状維持か」『アジア研ワールド・トレンド』54号、2000年3月を参照。

※69.『朝日新聞』2001年4月18日を参照。

※70.鳥居高「マレーシアの開発戦略と政治変動：多民族社会の安定装置は機能し続けるか」（末廣昭・山影進編『アジア政治経済論：アジアの中の日本をめざして』NTT出版、2001年）、150-151ページを参照。

※71.Bruce Gilley, "Affirmative Reaction", *Far Eastern Economic Review*, August 10, 2000, p26.

72.東南アジア調査会「東南アジア月報」2000年8月号、63ページ。

※73.同上書、62ページ。

※74.平野「世界人権宣言とアジアの人権」、前掲論文、58ページ。

※75.*Newsweek*, September 14, 1998.

※76.2020年ビジョンについてはAhmad Sarji ed., *Malaysia's Vision 2020: Understanding the concept implication & challenges*, Malaysia, Pelanduk Publications, Revised edition, 1997を参照。

※77.萩原、前掲書、38ページを参照。

※78.武者小路、前掲書、165ページ。